

健康商談室 / 打预防针

何谓预防针？

所谓预防针，是指针对没有罹患的疾病，通过打针将疫苗（预防接种液）接种到人体内，从而人为地制造对于疾病的抵抗力（免疫力）、以抵御疾病。

疫苗，是将作为疾病成因的病毒、细菌等病原体以及病原体所产生的毒素减弱以后制成的。

另外，源于病原体性质上的差异，有些疫苗是无法制成的。

预防针的种类

现在日本法定接种的一般性疫苗，是根据预防接种法所规定出来的。它有白喉、百日咳、脊髓灰质炎（小儿麻痹）、麻疹、风疹、日本脑炎、破伤风、流感以及根据结核病预防法所规定的结核菌素·卡介苗疫苗。

这些法定预防针，可以免费注射（有关流感疫苗的接种费，除了领取生活保护费的人以外，一般都需要自己负担）；法定外预防针的任意注射，须自费。另外，即使是法定疫苗，如果被接种者在所限年龄以外的期间、以及在不实施预防注射工作的医疗机构进行接种，就将被看成是任意接种而须自己负担所需费用。

以上各种疫苗的接种对象、年龄及接种方法如下：

另外，有关具体的注射日期及期间，由各地市、区、村、町自行决定。

1 百日咳

出生后 3 至 90 个月之间的孩子（基准是：在出生后 3 至 12 个月之间、以 3 ~ 8 个星期

健康相談室／予防接種

予防接種とは？

予防接種とは、まだ罹っていない病気に対して、ワクチン（予防接種液）を注射などにより体に接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）を人工的に作り、その病気にならぬようになります。

ワクチンは、病気の原因となるウイルス、細菌などの病原体や病原体の出す毒素の力を弱めて作ります。

なお、病原体の性質によってはワクチンがつくれないものもあります。

予防接種の種類

現在の日本の法律で定められている一般的な予防接種には、予防接種法に基づくジフテリア、百日咳、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、日本脳炎、破傷風、インフルエンザと結核予防法に基づくツベルクリン・B C G があります。

これらの法定の予防接種は無料（インフルエンザについては、生活保護受給者を除き自己負担金あり）ですが、法定外の任意の予防接種は有料です。また、法定の予防接種でも、対象年齢以外の期間や実施医療機関以外の場所で接種を受けた場合は任意の接種として扱われ、有料となります。

为间隔打三针、在打完第三针的 12~18 个月以后，补打一针。)

2 白喉以及破伤风

①出生后 3 至 90 个月之间的孩子（其基准与“百日咳”相同）、②11 周岁以上、不满 13 周岁的孩子（基准为小学六年级）

※关于“百日咳”与“白喉、破伤风”中的①，原则上通过接种三种混合疫苗（DPT）来预防。另外，关于“白喉、破伤风”中的②，则是通过接种两种混合疫苗（DT）来进行预防。

3 脊髓灰质炎（小儿麻痹）

出生后 3 至 90 个月之间的孩子（基准为出生后 3 至 18 个月之间的孩子）以 6 个星期为间隔打两针

4 麻疹

出生后 12 至 90 个月之间的孩子（基准为出生后 12 至 15 个月之间的孩子）

5 风疹

出生后 12 至 90 个月之间的孩子（基准为出生后 12 至 36 个月之间的孩子）另外，到 2003 年 9 月为止，12 至不满 16 周岁的人，亦在接种对象内。

6 日本脑炎

①出生后 6 至 90 个月之间的孩子（基准为 3 或 4 岁的孩子）②9 周岁以上不满 13 周岁的人（基准为小学 4 年级）③14 周岁以上不满 16 周岁的人（基准为中学 2 年级）关于①，需要以 1 ~ 4 个星期为间隔打两针；在打完第二针的大约一年以后，补打一针。



これらの予防接種の対象年齢と接種方法は、次のとおりとなっています。
なお、具体的な実施期日や期間については、各市区町村ごとに決められています。

1 百日咳

生後 3 カ月から生後 9 カ月までの者
(標準は生後 3 カ月から生後 12 カ月までの者に 3 ~ 8 週間の間隔をおいて 3 回、3 回目終了後 12 ~ 18 カ月を経過した者に 1 回接種)。

2 ジフテリア及び破傷風

生後 3 カ月から生後 9 カ月までの者
(標準は「百日咳」と同じ)、②11 歳以上 13 歳未満の者 (標準は小学校 6 年生)。

※ 「百日咳」と「ジフテリア及び破傷風」の①については、「三種混合ワクチン (DPT)」により行うこと、また、「ジフテリア及び破傷風」の②については、「二種混合ワクチン (DT)」により行うことを原則としている。

3 急性灰白髄炎

生後 3 カ月から生後 9 カ月までの者
(標準は、生後 3 カ月から生後 18 カ月までの者)。6 週間以上の間隔をおいて 2 回接種。

4 麻疹

生後 12 カ月から生後 9 カ月までの者
(標準は、生後 12 カ月から生後 15 カ月までの者)。

5 風疹

生後 12 カ月から生後 9 カ月までの者
(標準は生後 12 カ月から生後 36 カ月までの者)。

なお、2003 年 9 月までは、12 歳以上 16 歳未満の者も対象となっていました。

6 日本脳炎

7 流感

①65周岁以上的人 ②60周岁以上、不满65周岁、有心脏、肾脏、呼吸器官或是免疫机能障碍疾患的人。每年打一针。

8 结核毒素试验・卡介苗

不满4周岁的孩子。根据结核毒素的注射实验，48小时后结果显示呈阴性的人，须接种一针卡介苗。

还有，到2003年3月为止，小学1年级及中学1年级学生，亦在接种对象内。另外，将从2005年4月起，废除结核毒素实验，代之以直接接种卡介苗。



预防针与副作用

在接种疫苗的时候，有些人因为体质的关系，会出现接种部位红肿、以及发烧、全身出疹子等情况。另外，极少数人还会因接种疫苗而引发脑炎、脊髓炎，从而失去生命、或者是留下残疾。这些情况，被认为是打预防针带来的副作用。

有关这一问题，自1948年预防接种法及1951年结核病预防法制定以来，展开了各式各样的争论。另外，通过打预防针而发生的健康危害问题及由此引发的一系列集体诉讼，国家亦对相关法律进行了数次修定。

1994年对预防接种法进行了如下修定：①作为法律目的，在“为公共卫生成向上及增进做出贡献”的条文里，加进“谋求迅速地对因接种预防针疫苗而产生的健康危害进行救济”这一内容、②具体、细致地区分、规定不能接种预防针疫苗的条件、③在预防针疫苗的接种义务方面，将修定前的“务必接种预防针疫苗”，定位在“要尽可能地接种预防针疫苗”

①生後6か月から生後90か月までの者（標準は3歳及び4歳の者）、②9歳以上13歳未満の者（標準は小学校4年生）、③14歳以上16歳未満の者（標準は中学校2年生）。①については、1～4週間の間隔をおいて、2回、2回めしゅうりょうご（年）の間に、けいが（もの）の目終了後おおむね1年を経過した者に1かいでしゅう（年）の間に、けいが（もの）の回接種。

7 インフルエンザ

①65歳以上の人、②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器又は免疫の機能に障害を有する者。毎年度1回接種。

8 ツベルクリン・BCG

4歳未満の者。ツベルクリン反応注射の48時間後の判定により陰性になった者にBCGを1回接種。
なあ、2003年3月までは、小学校1年生と中学校1年生も対象となっていました。また、2005年4月からは、ツベルクリン反応検査を廃止し、BCGの直接接種を行うこととなりました。

予防接種と副反応

予防接種を行ったときには、体質によつて接種部が赤く腫れたり、発熱したり、全身に発疹が出たりすることがあります。また、まれに脳炎、脊髄炎などを起こし、命を落としたり障害を残したりする場合があります。これらは、予防接種の副反応（いわゆる副作用のこと）と考えられます。

この問題については、1948年の予防接種法、1951年の結核予防法制定以来、さまざまの議論が積み重ねられてきました。また、予防接種による健康被害の発生やそのことに基づく数々の集団訴訟などを経て、法改正も数次にわたり行われています。

1994年の予防接種法改正では、①法の目次が改正前の「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」に「予防接種による健康被害

这一层面上。预防接种法修定的结果是：打预防针时，若无本人或监护人同意，则无法接种预防针疫苗。

预防针疫苗的接种须自己承担责任！？

反过来说，打不打预防针，变成了最终还是得由本人或监护人来做抉择。并且，要是不打预防针，结果患上了那种疾病；或是打了预防针而不幸发生了健康危害，皆须由自己承担责任。

另外，对于因接种预防针疫苗而产生的健康危害，根据预防接种法、医药用品副作用受害救济·研究振兴调查机构法等法律，都制定有相关的救济措施。

因此，当您接到打预防针的通知时，请仔细阅读通知及小册子（有包括中文在内的外文版），充分了解打那种预防针的必要性及其副作用，是十分重要的。有疑问的话，就应向市区町村政府的负责科室进行询问、或是在打预防针的地方进行事前咨询。

另外，对体质、身体状况感到不安时，有必要在事前问一问经常就诊的医生。



の迅速な救済を図る」という内容が付け加えられ、②予防接種を行ってはならない場合が具体的に規定され、③予防接種を受ける義務について、改正前の「予防接種を受けなければならない」から「受けるように努めなければならない」となり、結果的には、本人又は保護者の同意がなければ一律に接種することができなくなりました。

予防接種も自己責任！？

裏を返せば、予防接種を受けるか否かは、最終的には本人又は保護者が決めなければならないことになります。そして、予防接種を受けなかった結果、その病気にかかってしまった場合も、予防接種の結果、不幸にも健康被害にあった場合も、自己責任ということになります。

なお、予防接種による健康被害に対しては、予防接種法、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法などに基づく一定の救済措置があります。

したがって、予防接種の通知があったときには、その通知やパンフレット（中國語を始め外國語版もある）などをよく読んで、予防接種の必要性や副反応について十分に理解することが重要です。疑問点については、市区町村の担当課に照会するか、接種会場で事前に質問しましょう。

また、体质、体調などに不安がある場合には、事前にかかりつけの医師と相談することが必要です。

